

# 山ノ内町国土強靱化地域計画

令和3年3月  
山ノ内町



## 目 次

はじめに .....	1
(1) 計画策定の趣旨 .....	1
(2) 計画の位置付け .....	1
(3) 計画期間 .....	2
第1章 基本的な考え方 .....	3
(1) 基本目標 .....	3
(2) 事前に備えるべき目標 .....	3
(3) 強靱化を推進するうえでの基本的な方針 .....	3
第2章 山ノ内町の地域特性 .....	5
(1) 自然的条件 .....	5
(2) 社会環境 .....	6
(3) 山ノ内町における災害リスク .....	8
第3章 脆弱性評価 .....	11
(1) 評価の枠組み及び手順 .....	11
(2) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定 .....	11
(3) 評価の結果 .....	12
第4章 国土強靱化の推進方針 .....	14
(1) 人命の保護が最大限図られること .....	14
(2) 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること .....	21
(3) 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること .....	26
(4) 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること .....	28
(5) 流通・経済活動を停滞させないこと .....	30
(6) 二次的な被害を発生させないこと .....	32
(7) 被災した方々の日常の生活が迅速に戻る .....	36
第5章 計画の推進 .....	39
(1) 他の計画等の必要な見直し .....	39
(2) 不断の見直し .....	39
(3) 進捗管理と推進 .....	39

### 資料編（別冊）

- 資料1 リスクシナリオ別脆弱性評価結果
- 資料2 国土強靱化推進方針に基づく取組等一覧
- 資料3 町民の意識（防災アンケート結果）



## はじめに

### (1) 計画策定の趣旨

わが国は、変化に富んだ地形や気候が風光明媚な美しい国土を形成している一方、自然災害と常に隣り合わせの状態にあります。平成 23 年（2011 年）3 月 11 日に発生した東日本大震災を契機として、国では「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「国土強靱化基本法」という。）を平成 25 年 12 月に施行し、同法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が平成 26 年 6 月に策定され、以後同計画に沿った様々な取組みが進められています。

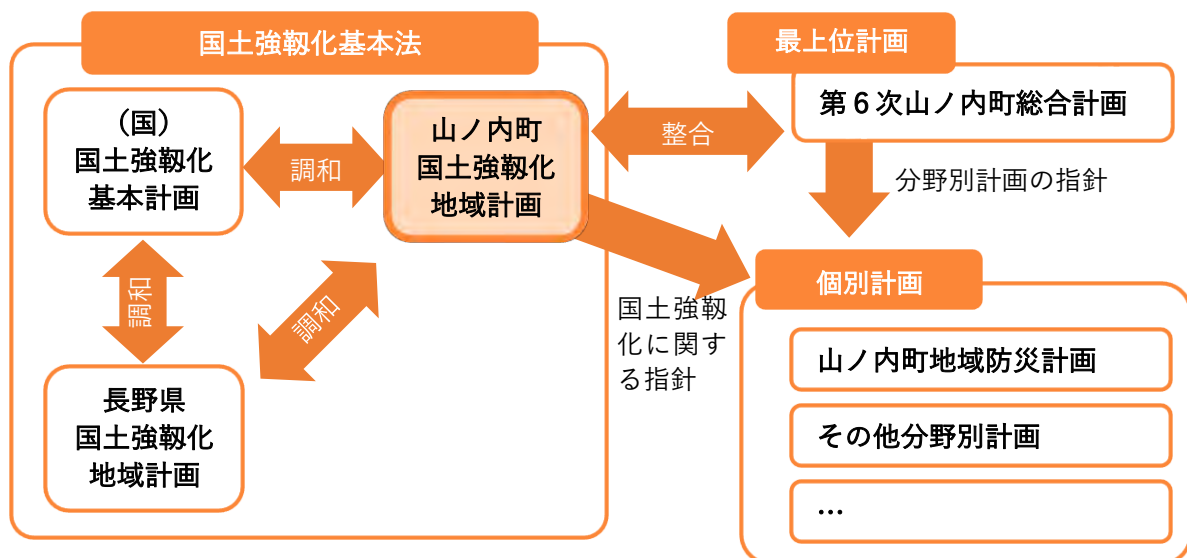
長野県では、「第 2 期長野県強靱化計画」（以下「県計画」という。）を平成 30 年 3 月に策定し、「多くの災害から学び、いのちを守る県づくり」を総合目標として、地域防災力の充実などを柱とした強靱化に向けた取組みを進めています。

そのような中、令和元年（2019 年）10 月には台風第 19 号（令和元年東日本台風）の豪雨により、長野市など複数の市町村で大規模な河川氾濫が発生し、甚大な被害をもたらしました。本町では、人的被害・住家被害はなかったものの、道路・河川・農地等に 11 億円を超える被害が発生しました。

今後、本町においても、再び大災害が発生してもおかしくないとの認識の下、国や県の国土強靱化に関する動向を踏まえ、その被害を最小限に抑え、迅速な復旧復興へとつながる、災害に強く安全・安心な町づくりを着実に推進するため、「山ノ内町国土強靱化地域計画」を策定します。

### (2) 計画の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第 13 条の規定に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、第 6 次山ノ内町総合計画との整合を図るとともに、分野ごとの個別計画に係る国土強靱化の指針となるものです。

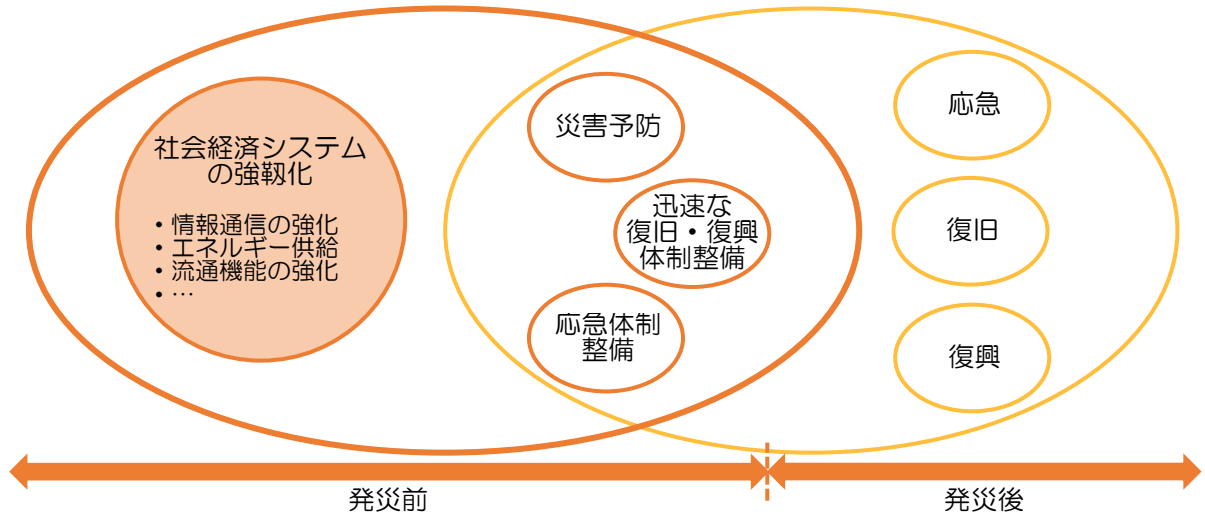


(図 1) 基本計画や県計画、第 6 次山ノ内町総合計画との関係

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオに合わせた施策	—
施策の重点化	○	—

【強靱化地域計画】

【地域防災計画】



(図2) 地域防災計画との関係

### (3) 計画期間

本計画の期間については、第6次山ノ内町総合計画の前期基本計画期間に合わせることで、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

なお、計画の内容は、今後の社会経済情勢等の変化や国土強靱化施策の進捗状況等を考慮し、概ね5年ごとに内容を見直すこととします。

## 第1章 基本的な考え方

---

### (1) 基本目標

本計画では、第6次山ノ内町総合計画に定める町の将来像「未来に羽ばたく 夢と希望のある 健康な郷土」の具現化を念頭におき、国土強靱化を推進するうえでの基本目標を、次の4つとします。

- 町民や来訪者の生命を守ること
- 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- 町民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- 被災した場合も迅速な復旧復興を可能にすること

### (2) 事前に備えるべき目標

本町における国土強靱化を推進するうえで事前に備えるべき目標として、次の7つを設定します。

- 人命の保護が最大限図られること
- 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること
- 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること
- 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること
- 流通・経済活動を停滞させないこと
- 二次的な被害を発生させないこと
- 被災した方々の日常の生活が迅速に戻ることに

### (3) 強靱化を推進するうえでの基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災、減災及び迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりについて、過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進します。

#### 【強靱化に向けた取組姿勢】

- 本町の強靱性を損なう要因についてあらゆる側面から検討を加え、取組みにあたること
- 短期的な視点のみならず、長期的な視野も持って計画的な取組みにあたること
- 災害に強い町づくりを進めることにより、地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長につなげるとともに、地域との連携を強化する視点を持つこと
- 大規模災害に備え、県や近隣市町村との連携だけでなく、国や県外の地方自治体及び民間との連携を強化し、広域的な応援・受援体制を整備すること

#### 【効率的かつ効果的な施策の推進】

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施

策を推進するとともに、このための体制を整備すること

- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国、県、町）と民（住民、民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること
- 人口の減少や社会資本<sup>1</sup>の老朽化等を踏まえ、財政資金の効率的な使用による施策の持続的な実施に配慮するとともに、重点化を図ること
- 国や県の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間資金の積極的な活用を図ること等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること
- 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること

#### 【地域の特性に応じた施策の推進】

- 地域の強靱化の推進には、地域の共助による取組みも重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること
- 高齢者、障がい者、外国人、女性、子ども等の状況に配慮して施策を講じること
- 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること

<sup>1</sup> 社会資本：人々が経済活動を行ったり、生活したりする上で必要な施設などのこと。例えば、道路、トンネル、橋、学校、病院、上下水道、公園など。インフラストラクチャーともいいます。



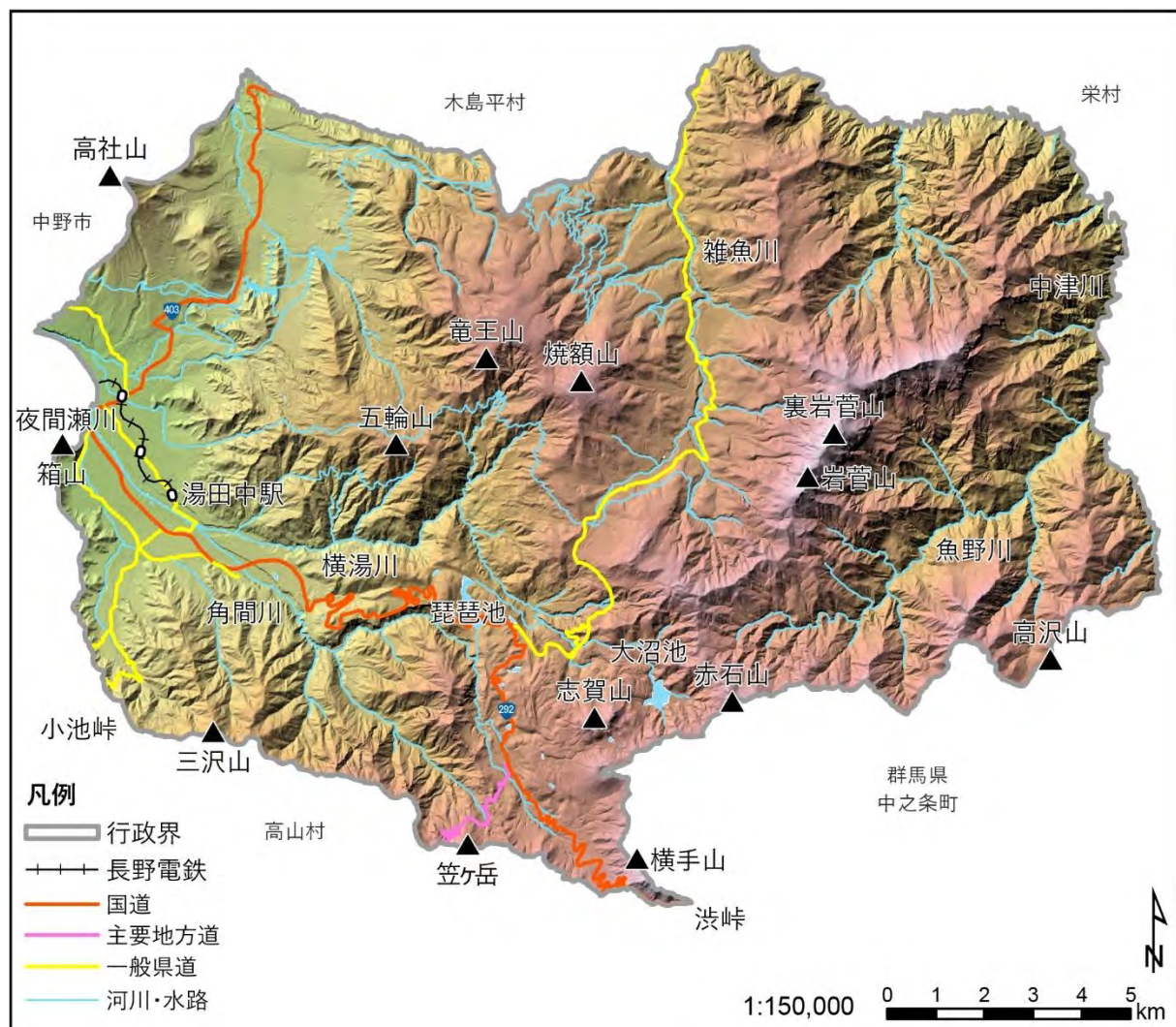
## 第2章 山ノ内町の地域特性

### (1) 自然的条件

#### ア 位置・地勢

本町は、長野県の北東部に位置し、上信越高原国立公園の中心にあって、東西 39km、南北 12km、周囲 83km、総面積 265.90km<sup>2</sup> の行政区域を有しています。西は高社山と箱山支脈を境として中野市に隣接し、北は木島平村及び栄村に接しています。また、南に笠ヶ岳、三沢山を境として上高井郡高山村に接し、東は群馬県と県境をなしています。

周囲を 2,000m 級の山々に囲まれた盆地であり、88%（うち7割あまりが志賀高原）が山林原野で占められ、最低標高 424m から最高地点 2,341m（裏岩菅山）までの約 1,900m の標高差が多様な植生と変化に富んだ景観をもたらしています。集落は河岸段丘や扇状地状の緩やかな傾斜地と高原を中心に分布しています。



(図3) 山ノ内町の地形

## イ 地質

主として、第4紀の火山噴出物と第3紀の堆積物（洪積層）とによって大部分を占めていますが、山ノ内町の地質図によると集落地は扇状地層及び段丘たい積層の地質です。また、志賀高原はほとんど黒色ち密な溶岩からなっています。

## ウ 気候

本町の気候は、冬季に北西季節風の影響を受け、降雪の多い日本海側の気候と、昼と夜や夏と冬の寒暖の差が大きい中央高地の気候を併せ持っています。

年平均気温は山ノ内消防署観測地で10℃前後であり、夏季の最高気温は34℃、冬季は最低気温が-8℃程度です。

年間降水量は平均で1,000mm程度と雨が少ない一方、冬季の降雪量<sup>2</sup>は多く、特別豪雪地帯に指定されています。降雪量は志賀高原・北部地区とそれ以外で差が大きく、北部地区は年平均1,000cm前後、上林地区は480cm前後、消防署観測地で450cm前後です。根雪期間も北部では100～120日に及びます。

標高が高く夏季も冷涼な気候の高原は避暑地として、また、昼夜の寒暖差が大きい平地においては、高品質の果樹やそば、きのこ等の農業生産に適した環境となっています。

志賀高原、北志賀高原は最高の雪質を誇るスノーリゾートとして、国内外の観光客に親しまれています。

## (2) 社会環境

### ア 人口

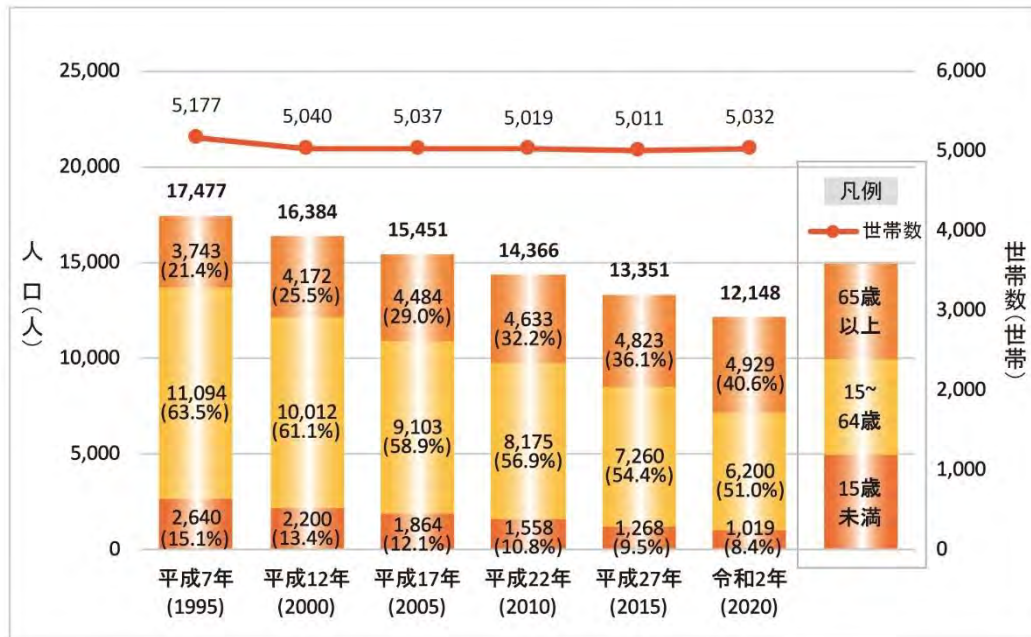
本町の人口は、令和2年（2020年）4月1日現在12,148人で、昭和30年をピークに減少傾向にあります。

年齢3区分別にみると、65歳以上（老年人口）が4,929人（40.6%）、15～64歳（生産年齢人口）が6,200人（51.0%）、15歳未満（年少人口）が1,019人（8.4%）となり、生産年齢人口と年少人口の割合は減少し、老年人口の割合は増加しています。

人口減少・少子高齢化は全国的な傾向であるものの、本町の年齢構成は高齢者の割合が多く、現役世代の人口が減少傾向となっており、将来的には、地域のコミュニティや経済活動等を支える人材の不足等が懸念されます。

世帯数は、人口が減少傾向の中にあって一定数で推移しており、世帯主以外の若年層の転出や、ひとり世帯の期間雇用外国人の転入等が要因として考えられます。

<sup>2</sup> 降雪量：ある時間内に地表に降った雪などを深さで表すものであり、地面に堆積した「積雪の深さ」（積雪深）とは異なります。年間降雪量とは、1年間の降雪を合計したものです。



(図4) 人口と世帯数の推移

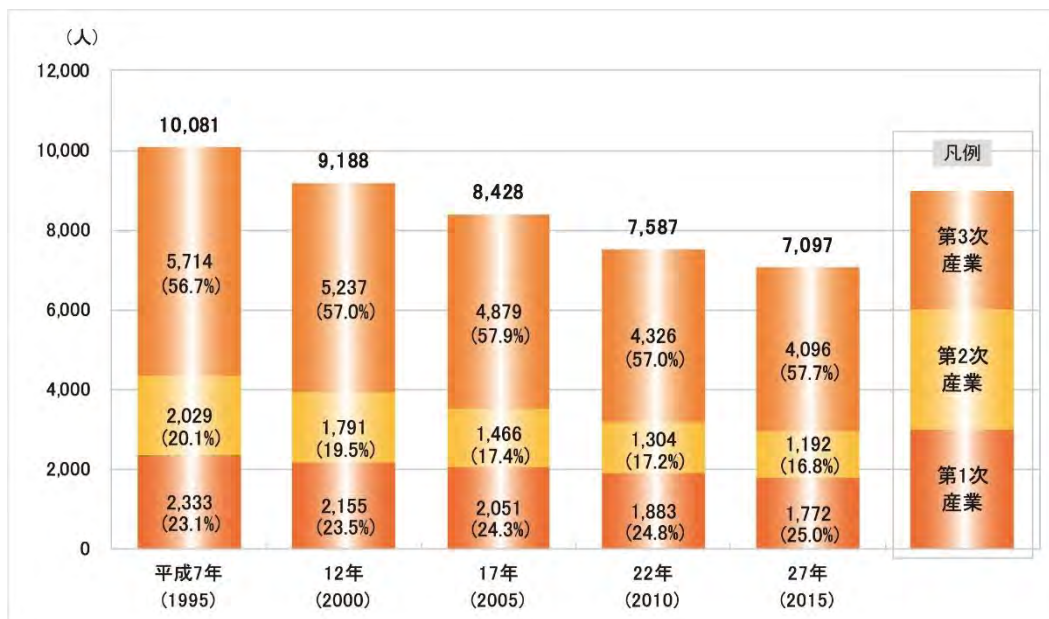
資料：住民基本台帳（各年4月1日） ※平成27年以降は外国人を含む

## イ 産業

本町の就業人口は、国勢調査によると平成27年（2015年）に7,097人であり、20年前（平成7年）と比べて2,984人減少しています。

産業別の割合は、農業などの第1次産業が25.0%、製造業を中心とする第2次産業が16.8%、観光などのサービス業を中心とする第3次産業が57.7%となり、就業割合の増減は、第1次産業と第3次産業が微増、第2次産業が減少傾向にあります。

令和元年度に実施したまちづくりアンケートによると、勤務先は町内が46.1%で半数近くあり、次いで中野市24.9%、長野市13.2%となっています。



(図5) 産業別就業人口の推移

資料：国勢調査 ※総数に分類不能数を含む



### (3) 山ノ内町における災害リスク

#### ア 風水害

本町で過去に起きた自然災害のうち、特に大きな被害をもたらしてきたのが大雨や台風による風水害です。6～8月の梅雨前線による大雨、また秋の台風により、これまで繰り返し大きな災害が引き起こされました。急峻な地形で脆弱な地質に短時間の大雨が降り、横湯川や角間川と両河川が合流する夜間瀬川や、これらの河川に流れ込む中小河川の沿川で氾濫が発生し、急傾斜地においては土砂災害が発生しています。また、果樹栽培を中心とした農業が盛んな本町では、強風によって果樹の落果や農業施設の損壊等の被害も発生しています。

特に被害の大きかった災害の概要を下表に示します。

特に被害の大きかった風水害の概要

年月日	被害内容		
昭和25年 (1950年) 8月5日	豪雨 160 ミリを超え、鉄砲水となって夜間瀬川外大洪水となる。角間川堤防が決壊し穂波温泉に流入し、全滅に近い状態となる 人的被害 死者6人、重傷者15人、軽傷者70人 (内訳)		
	区分	内容	
	住宅 関係	家屋全壊26戸、家屋流失54戸、家屋半壊38戸、 床上浸水79戸、床下浸水37戸	
	土木 関係	道路決壊県道12か所398m、村道17か所、橋梁流失 12、堤防決壊4か所	
	農林 関係	水田流失12町歩 <sup>3</sup> 、水田埋没19町歩、水田冠水5町歩 畑流失1町歩、畑埋没0.7町歩、畑冠水5町歩	
その他	水道配送水管破損2,908m		
昭和34年 8月13日	13日夜半から14日にかけて台風7号襲来、暴風雨となり風・水害を起こした。降雨量丸池359ミリ、最大風速45メートル、横湯川、夜間瀬川の沿岸、町内各河川が氾濫する。 また、栄橋全部流失し四ツ屋地籍の堤防が350m決壊して、家屋、田畑が流失する。 家屋被害 流失4戸、全壊3戸、半壊3戸		
昭和56年 8月22日 ～23日	台風15号の北上に伴い8月22日の未明から暴風雨となり、各地で河川の氾濫で農作物等に大きな被害をもたらした。 人的被害：死者1人／被害総額：4,252,840千円 (内訳)		
	区分	被害額(千円)	内容
	住宅 関係	39,430	全壊3戸／半壊15戸／ 床上浸水104戸／床下浸水156戸
	土木 関係	2,821,060	道路決壊77か所／ 橋梁・河川損壊174か所
	農林 関係	934,650	農作物被害504t／樹体被害5ha 農地関係被害269か所／ 林道・治山被害325か所
その他	457,700	観光施設等45,255万円 公共施設515万円	

<sup>3</sup> 1町歩≒0.992ha

昭和61年 9月3日	9月3日早朝から昼頃にかけて、局地的な豪雨となり中小河川の決壊・氾濫、住家の床上・床下浸水等被害は広範囲に及んだ。 降雨量：笠岳 242mm、消防署 179mm 人的被害：なし／被害総額：1,743,571 千円 (内訳)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害額(千円)</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅関係</td> <td>13,090</td> <td>床上浸水35戸／床下浸水102戸／ 床上浸水13棟／床下浸水47棟</td> </tr> <tr> <td>土木関係</td> <td>1,295,100</td> <td>道路損壊・河川決壊等129か所</td> </tr> <tr> <td>農林関係</td> <td>373,051</td> <td>農作物被害1.06ha／農道等128か所 林道等88か所</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>62,330</td> <td>観光施設22か所／水道施設16か所／ 公共施設25か所</td> </tr> </tbody> </table>	区分	被害額(千円)	内容	住宅関係	13,090	床上浸水35戸／床下浸水102戸／ 床上浸水13棟／床下浸水47棟	土木関係	1,295,100	道路損壊・河川決壊等129か所	農林関係	373,051	農作物被害1.06ha／農道等128か所 林道等88か所	その他	62,330	観光施設22か所／水道施設16か所／ 公共施設25か所
区分	被害額(千円)	内容														
住宅関係	13,090	床上浸水35戸／床下浸水102戸／ 床上浸水13棟／床下浸水47棟														
土木関係	1,295,100	道路損壊・河川決壊等129か所														
農林関係	373,051	農作物被害1.06ha／農道等128か所 林道等88か所														
その他	62,330	観光施設22か所／水道施設16か所／ 公共施設25か所														
令和元年 (2019年) 10月12日	令和元年東日本台風 笠岳 329.5 mm (48h、極値を更新) 激甚災害指定／特定非常災害指定／大規模災害復興法の非常災害指定／災害救助法適用 人的被害なし／住家被害なし／土石流発生：横湯川／ 緊急指定避難場所：138 世帯 276 人															

## イ 雪害

本町は豪雪地帯特別措置法に基づく特別豪雪地帯に指定されており、北部地区は年平均1,000cm前後、上林地区は480cm前後、消防署観測地で450cm前後の降雪があります。時として短時間に多量の雪が降る豪雪となり、除排雪が追いつかなくなったり、住宅や農業施設等の損害などの被害が生じたりしています。

### 特に被害の大きかった雪害の概要

年月日	被害内容												
昭和59年 (1984年) 1月～3月	2月に入り降り続いた雪は2月10日に乗廻観測所で270cmに達し、災害救助法が適用され各地で除排雪等の必要が生じた。除雪作業中の負傷者が発生し、農業関係に被害を受けた。 人的被害：なし／被害総額：1,743,571 千円 (内訳)												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>被害額(千円)</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅関係</td> <td>13,500</td> <td>床下浸水3戸／床上浸水5戸／ 倒壊2棟</td> </tr> <tr> <td>農林関係</td> <td>188,600</td> <td>農作物561ha</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>94,146</td> <td>公共関係等</td> </tr> </tbody> </table>	区分	被害額(千円)	内容	住宅関係	13,500	床下浸水3戸／床上浸水5戸／ 倒壊2棟	農林関係	188,600	農作物561ha	その他	94,146	公共関係等
区分	被害額(千円)	内容											
住宅関係	13,500	床下浸水3戸／床上浸水5戸／ 倒壊2棟											
農林関係	188,600	農作物561ha											
その他	94,146	公共関係等											
平成17年 (2005年) 12月 ～平成18年 3月	12月から2月までに降った大雪は、積雪量が200cmに達し、各地で深刻な被害が発生した。 人的被害：雪を起因とする転倒・転落等 12 件 農業関係被害：202,445 千円												

## ウ 地震災害

本町における大規模な地震災害の記録はなく、地質学的にも安定地域とされています。しかし、本町の西南に位置する長野盆地には、盆地の西縁に沿って延びる活断層「長野盆地西縁断層帯」が存在しており、この活断層が活動して地震が発生した場合、本町では震度6強の揺れに見舞われると想定されています。

### 長野盆地西縁断層帯の地震想定被害

被害の種類	山ノ内町	被害全体
最大震度	6強	7（長野市・飯山市など）
揺れによる建物被害（夏）	全壊わずか	全壊 27,760 棟
揺れによる建物被害（冬）	全壊わずか	全壊 33,550 棟
液状化による建物被害	なし	440 棟
土砂災害による被害（冬）	全壊わずか	全壊 810 棟
建物倒壊死者数（冬深夜）	わずか	2,270 人
土砂災害死者数（冬深夜）	わずか	80 人
自力脱出困難者	なし	7,710 人

出典：第3次長野県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）

また、本町において震度5弱以上の揺れが予想されている大地震は下表のとおりです。

### 本町で震度5弱以上が予想される主な地震

名称	予想震度
長野盆地西縁断層帯の地震	最大震度6強
糸魚川ー静岡構造線断層帯の地震	最大震度5強
南海トラフ巨大地震	最大震度6強

出典：第3次長野県地震被害想定調査報告書（平成27年3月）

## 第3章 脆弱性評価

### (1) 評価の枠組み及び手順

#### ア 評価対象とする災害

脆弱性評価の対象は、山ノ内町の地域特性及び過去に発生した災害等を踏まえ、甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害である、風水害、雪害、大地震とします。

#### イ 評価の手順

脆弱性評価は以下の手順で行いました。

- ① 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定
- ② 現行施策を抽出し、現行施策で対応できているかを検証

### (2) 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

山ノ内町において想定されるリスクシナリオとして、下記の29の事態を対象としました。

#### 対象とする「起きてはならない最悪の事態」（リスクシナリオ）

事前に備えるべき目標	番号	起きてはならない最悪の事態
1 人命の保護が最大限図られること	1-1	住宅の倒壊や、住宅密集地の火災による死傷者の発生
	1-2	多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生
	1-3	豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水
	1-4	土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生
	1-5	暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6	避難情報の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生
2 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること	2-1	長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足
	2-2	消防等による救助・救急活動等の不足
	2-3	医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
	2-4	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること	3-1	行政機関の大幅な機能低下
	3-2	停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止
	3-3	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(次のページにつづく)

対象とする「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)(つづき)

事前に備えるべき目標	番号	起きてはならない最悪の事態
4 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること	4-1	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・都市ガス・LPガスサプライチェーン <sup>4</sup> の機能の停止
	4-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
	4-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	4-4	地域交通ネットワークが分断する事態
5 流通・経済活動を停滞させないこと	5-1	サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺
	5-2	幹線道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止
	5-3	食料・飲料水等の安定供給の停滞
6 二次的な被害を発生させないこと	6-1	土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生
	6-2	有害物質の大規模拡散・流出
	6-3	農地・森林等の荒廃
	6-4	観光や地域農産物に対する風評被害
	6-5	避難所等における環境の悪化
7 被災した方々の日常生活が迅速に戻ることに	7-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2	道路啓開 <sup>5</sup> 等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-3	倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態
	7-4	地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### (3) 評価の結果

#### ア 評価のポイント

(2) で設定したリスクシナリオについて、山ノ内町第5次総合計画の施策分野(産業、保険・医療・福祉、教育・文化、都市基盤・生活、行財政の5分野)ごとに、現在行われている取組み等を各項目に当てはめました。第5次総合計画上ではカバーされていない項目が

<sup>4</sup> サプライチェーン：製品の製造から消費者の手に渡るまで、すなわち、製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れのことをいい、「供給連鎖」ともいいます。

<sup>5</sup> 道路啓開：緊急車両等の通行のため、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けることです。



みられたことから、必要に応じて個別計画も参照しました。

これらの情報から、リスクシナリオごとに想定される状況を脆弱性評価結果として整理しました。併せて、脆弱性への対策となる取組方針も検討しました。

脆弱性評価結果の概要を以下に示します。

#### ①ハード整備とソフト施策の適切な組合せ

時間的・予算的な制約から、総合的な防災体制を整えるためには、公共施設・道路等の整備といったハード整備と防災訓練・防災教育といったソフト施策を適切に組み合わせて取り組む必要があります。

#### ②代替性・多重性の確保

行政や情報通信、交通インフラ等の機能は、どのような災害が発生しても維持する必要があります。個々の施設等の耐災性を高めるとともに、バックアップの確保など代替性や多重性を確保する必要があります。

#### ③自助・共助・公助の適切な組合せ

広域にわたる大規模な災害の発生時には、警察・消防・自衛隊等の実働機関や県・町だけでは対応が行き届かない部分が生じるおそれがあるため、まずは自分の命は自分で守るという自助、そして近所で助け合うという共助が必要です。

#### ④平時からの関係機関との連携の確保

国土強靱化のための取組みは多岐にわたり、有事には迅速な対応が求められることから、平時から国、県及び広域連合等の関係機関との十分な連携や情報共有を行うとともに、民間事業者や自治会、NPO等とも連携を強化する必要があります。

#### ⑤長期的な視野に立ったまちづくり

浸水想定区域等の災害リスクの見直しによって、これまでは安全とされていた場所の危険度が高まる場合があります。災害リスクの高い地域の土地利用制限や、安全性を優先的に考慮した土地利用を誘導するなど、地域の強靱化に向けた長期的な視点でのまちづくりが必要です。

### イ リスクシナリオ別の評価結果

評価結果は資料編（別冊）資料 1 に掲載しました。

## 第4章 国土強靱化の推進方針

第2章で示した本町の地域特性や、第3章で示した脆弱性評価結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための方針を以下に示します。

なお、具体的な取組みについては、資料編（別冊）資料2「国土強靱化推進方針に基づく取組等一覧」に示します。

### （1）人命の保護が最大限図られること

#### 1-1 住宅の倒壊や住宅密集地の火災による死傷者の発生

##### 住宅及び宅地の耐震化

- 住宅の耐震診断及び耐震改修の取組みが進むよう、「山ノ内町耐震改修促進計画」に基づき町民に耐震診断を促すとともに、住宅耐震改修に対する町民への啓発を行う。
- 災害に強いまちづくりを進めるため、公営住宅の改修や道路施設の整備を推進する。
- 大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊を防止するため、大規模盛土造成地においては地盤の変動予測調査に基づき詳細な二次調査が必要か検討する。

##### 火災の拡大防止

[住宅密集地における火災の拡大防止]

- 大規模火災の危険性が高い住宅密集地の改善を図るため、避難・延焼遮断空間の確保に資する道路・公園等の整備、倒壊・消失の危険性が高い老朽建築物の除却や整備等を行い、安全性を優先的に考慮した土地利用を図りながら、災害に強く安全なまちづくりを推進する。
- 大規模地震時、家庭・事業所等における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や住宅用消火器について、消防署と連携した普及促進を図る。

[ガス設備の耐災性の向上]

- 耐震性の低いガス管の破損による火災や爆発を防ぐため、耐震性・耐食性に優れたガス管（ポリエチレン管）への取替えを推進する。
- 爆発やそれに伴う火災の発生を防ぐため、LPガス事業者においてはLPガス容器の転倒転落防止措置の強化や安全装置（自動ガス遮断装置等）の整備促進等の自主保安活動を積極的に促進するとともに、都市ガス整備においては、発災時に迅速なガスの緊急停止判断を行うための体制整備を推進する。

##### 家庭・事業所における地震対策

- 各家庭や事業所における地震対策を進めるため、住家や事業所の耐震化のみならず家具の固定等、身の回りの安全対策や非常持出品の準備等の重要性について、防災講座等を通じて意識啓発を図る。
- 地震発生時に各自が身の安全を確保する行動をとれるよう、緊急地震速報等を活用し

た初動対応訓練（シェイクアウト訓練）の実施を検討する。

## 災害対応業務の標準化・共有化

- 関係機関が連携して災害対応を円滑に行えるよう、東日本大震災の教訓や訓練等の結果を踏まえ、非常時優先業務等を整理のうえ、業務継続計画に基づき業務継続体制を整備する。また、関係機関における情報の共有と災害対応業務の習熟を図る。

## 防災情報の伝達・防災訓練の実施

### [防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達]

- 防災気象情報等を確実に伝達するため、国から町が直接受信するJアラート（全国瞬時警報システム）や、町からの避難情報等の情報を広く町民等に伝達するLアラート（災害情報共有システム）を活用するとともに、これらの情報伝達体制による訓練を行う。
- 町民に防災に関する情報が迅速かつ的確に周知・広報できるよう、防災行政無線（同報系<sup>6</sup>、戸別受信機、山ノ内町 SUGU メール）を活用する。
- 火災情報、防災情報、警察情報、町からの行政情報、各地区情報等を配信する「山ノ内町 SUGU メール」への登録を促進するほか、防災情報（水位、雨量、カメラ画像等）を提供する長野県河川砂防情報ステーション、長野県防災気象情報メールサービスについて町民に周知する。
- 関係機関と連携して正確な情報を収集し、多様な情報提供手段を確保するため、防災情報システム、SNS<sup>7</sup>や町ウェブサイトなどを活用した迅速かつ的確な情報発信体制を整える。

### [防災訓練の実施]

- 平時から町民の身近な危険、取るべき避難行動、行動をとるタイミングについて周知する。
- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の習熟や防災関係機関の連携強化を図る。

### [過去の教訓や経験の伝承]

- 大きな被害をもたらした令和元年東日本台風等の災害の記憶や教訓が、町民の防災力向上に活用されるよう、広く啓発する。

<sup>6</sup> 防災行政無線（同報系）：役場と屋外拡声子局や地域の各家庭や事業所等に設置される戸別受信機を結び、役場から地域住民に防災・行政情報などを伝達するために使用されます。情報を同時又は地区別に一斉通報できるのが特長です。

<sup>7</sup> SNS：Social Networking Service（ソーシャルネットワーキングサービス）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことです。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。

## 1-2 多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生

### 公共建築物、学校及び教育・保育施設の耐震化及び火災防止

- 大規模地震等の発生時、庁舎等の公共施設の倒壊等を防止するため、「山ノ内町公共施設等総合管理計画」に基づき、吊り天井等の非構造部材も含めた公共建築物の耐震化を着実に進めるとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策や火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を行う。
- 学校において、児童・生徒及び教職員等の安全を確保するとともに、学校施設を避難所として使用できるよう、校舎や体育館の非構造部材も含めた施設・設備の耐震化や消防署と連携した防火設備の適切な維持管理を行う。
- 観光施設においては、不特定多数の者の利用が見込まれることから、利用者の安全を確保するとともに、老朽化の進む施設の計画的な改修、防火設備等の適切な維持管理を行う。
- 災害発生時におけるトイレの確保は不可欠であることから、公衆トイレの耐震化を図るとともに、老朽化の進む施設の計画的な改修、適切な維持管理を行う。
- 社会教育施設及び社会体育施設においては、利用者の安全を確保するとともに、老朽化の進む施設や防火設備等の計画的な改修、適切な維持管理を行う。

### 医療施設、社会福祉施設の耐震化及び火災防止

- 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設の機能を維持するとともに、人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化や消防署と連携したスプリンクラー、非常用自家発電設備等の設置を促進する。

### 不特定多数の者が利用する建築物の耐震化及び火災防止

- 大規模地震等の発生時、店舗、宿泊施設等の不特定多数の者が利用する建築物の倒壊等を防止するため、耐震化の啓発活動や相談対応等を進める。
- 不特定多数の者が利用する建築物の火災を防止するため、消防署と連携して、消防用設備の整備及び適切な維持管理や、実践的な訓練等を通じて防火防災体制の強化を促進する。
- 周辺家屋に危険が生じている特定空家の所有者に対して除却や活用を支援する。
- 大規模地震時においては、廃屋となった建物等が倒壊するおそれがあるため、老朽化の進む倒壊の危険性が高い建築物の除却に係る支援について検討を進める。

## 1-3 豪雨による河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水

### 浸水被害の防止に向けた河川整備等

- 大規模水害時の広域的な浸水被害を防止するため、浸水被害が想定される河川や下水道の整備等を実施する。
- 逃げ遅れ等を防止するため、防災情報システムや長野県河川砂防情報ステーションに

よる雨量や河川水位等の情報を住民の避難対策に活用する。

- 最大規模の洪水を想定したハザードマップの情報を踏まえ、公共施設や要配慮者利用施設等について、災害リスクの低い安全な土地利用の検討を図る。

## 流域治水

- 大規模な浸水被害を防止するため、河川堤防等の施設の整備など、河川の流域全体で治水対策を行う「流域治水」に取り組む。
- 大規模河川に流れ込む中小河川の整備を進め、河川災害を防ぐ取組みを進める。

## 避難情報等の適切な発令

- 避難情報等が適切に発令されるよう、気象庁の発表する防災気象情報等を収集するとともに、発令方法等について国のガイドラインに基づき、ガイドライン改定時には見直しを実施する。
- 避難情報等を踏まえ、町民が適切に避難行動を判断できるよう、防災講座等において避難情報の意味、身近な危険、取るべき避難行動、行動をとるタイミングの周知・啓発を進める。

## 事前予測が可能な災害への対応

- 気象庁が発表する早期注意情報（警報級の可能性）などから、事前予測が可能な大雨・台風等の災害時に発生し得る状況をあらかじめ想定し、関係機関との災害対応を時系列で整理したタイムライン<sup>8</sup>を活用し、適時適切に対応できるよう訓練等を行うとともに、連携強化を図る。
- 大雨等が予想される場合、安全なうちに避難するよう、危険が切迫する前の明るいうちに避難行動がとれるようにする「早期の避難行動」の重要性について啓発する。

## 円滑な避難のための道路整備

- 道路の崩壊・崩落・破損・浸水や交通渋滞等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁・トンネル等の補修及び耐震化、道路付属物の倒壊の防止等の耐災性の向上、浸水が想定される箇所での道路かさ上げ、排水対策等の冠水対策を進める。
- 国立公園内における景勝地を結ぶ遊歩道において、利用客などの孤立や逃げ遅れを防ぐため、計画的な施設の整備、維持管理に努めるとともに、円滑に避難ができるよう誘導看板等の設置を進める。

## 災害対応業務の標準化・共有化【再掲】

- →p.15 を参照

<sup>8</sup> タイムライン：災害発生時に防災関係機関が連携して対応することを目的として、災害時に発生する状況を予め想定し共有し、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画です。防災行動計画とも言います。

## 防災情報の伝達・防災訓練の実施【再掲】

- →p.15 を参照

## 1-4 土石流、地すべり等の土砂災害による死傷者の発生

### 山地・土砂災害対策の推進

- 大規模な山地・土砂災害による死傷者の発生を防止するため、県と連携して治山事業、保安林整備及び地すべり対策事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業を推進する。また、土砂災害警戒区域等の指定に応じた豪雨時の早期避難体制の整備等を進め、土砂災害特別警戒区域等内の土地利用における制限を検討する。
- 土砂災害による危険から安全を確保するため、土砂災害警戒区域等の周知を行う。

## 災害対応業務の標準化・共有化【再掲】

- →p.15 を参照

## 防災情報の伝達・防災訓練の実施【再掲】

- →p.15 を参照

## 円滑な避難のための道路整備【再掲】

- →p.17 を参照

## 1-5 暴風雪及び豪雪による重大事故や交通途絶等に伴う死傷者の発生

### 暴風雪時における的確な道路管理

- 暴風雪時には、関係機関連携のもと迅速かつ的確な道路管理を実施するとともに、災害発生時においては、各道路管理者による応急復旧や道路啓開により早期に交通路を確保する必要があるため、平時から関係機関等との連携構築等を図る。

### 道路の防雪施設の整備

- 各道路管理者においては、道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、雪崩防止柵、防雪柵など必要な防雪施設の整備や流雪溝等の除排雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあり、気象条件の変化による新たな対策必要箇所と併せて整備を促進する。

### 道路の除雪体制の確保

- 安定的な除雪体制を確保するうえで、各道路管理者の財政事情、除雪機械の老朽化や除雪機械運転手の確保など、多くの課題があり、これらの課題を踏まえた対策を検討する。



## 雪下ろし事故を防止するための注意喚起

- 雪下ろし中の転落事故や落雪による事故を防止するため、積雪状況や気象の見通しに基づき、事故防止や安全対策の注意喚起を行う。
- 屋根からの落雪防止対策を促進する。
- 住宅除雪支援の活用を図る。

## 1-6 避難情報の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

### 防災情報・避難情報等の確実な伝達

[防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達【再掲】]

- →p.15 を参照

[避難情報等の適切な発令【再掲】]

- →p.17 を参照

### 通信手段の機能強化

- 大規模災害時、防災関係機関との通信を確保するため、防災行政無線等の通信設備の耐震化など通信体制の強化を図るとともに、72 時間程度の停電に対応するための非常用電源の整備及び電力や燃料の供給に関する協定締結等により、通信手段の多重化を図る。
- 災害活動時に使用する衛星携帯電話等の整備を推進する。
- 国、県、電気通信事業者の協力を得て、電源車や衛星携帯電話の貸出しを受け情報伝達手段を確保できるよう、緊密な連携体制の構築を図る。
- 東日本大震災において、非常用電源の燃料が枯渇したことから、関係機関と連携して使用可能時間を想定した燃料備蓄、燃料の迅速かつ安定的な確保を図る。

### 要支援者対策の推進

- 避難行動要支援者が着実に避難できるよう、避難行動要支援者名簿の見直しや、個別計画の策定及び見直しを推進する。また、地域における避難行動要支援者の情報共有や安否確認、避難誘導ができる支援体制を整備する。

### 来訪者等の安全確保

[観光客等来訪者の安全確保]

- 大規模災害時、観光客等来訪者の安全を確保するため、観光施設や宿泊施設において、来訪者に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。

[外国人に対する情報提供の配慮]

- 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やわかりやすく、伝わりやすい「やさしい日本語」で説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、災害時に多言語による相談窓口の開設やホー

ムページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。

- 公衆無線 LAN の整備や IT を活用した災害情報の発信や多言語の案内表示の充実・改善を進め、情報提供の充実を図る。

### 情報伝達体制の整備と地域の共助

- 大規模災害時に、町と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、町と自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。

### 学校等の災害対応の機能向上

- 大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校及び教育・保育施設内で全教職員等への確実な情報伝達がなされる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。
- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動を育成するとともに、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

### 事前予測が可能な災害への対応【再掲】

- →p.17 を参照

### (1) 「人命の保護が最大限図られること」に係る重要業績指標<sup>9</sup> (KPI) 一覧

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載リスク シナリオ
住宅の耐震化率	50.6%	H28	92.5%	R7	1-1
空き家バンクマッチング件数*	4	R1	25	R7	1-1
町営住宅改修件数*	28戸	R1	51戸	R7	1-1
大規模盛土の存在状況と安全性の把握	22箇所	R1	0箇所	R7	1-1
消防水利充足率*	94.5%	R1	100%	R7	1-1
防災情報等の受信人口カバー率の向上*	10%	R1	40%	R7	1-1
多数の者が利用する特定建築物の耐震化率	88.8%	H28	92.5%	R7	1-2
災害時住民支え合いマップ作成地区数*	7	R1	15	R7	1-6
緊急通報装置 <sup>10</sup> 設置数*	29	R1	35	R7	1-6
生活機能の低下がみられる高齢者の介護予防サービス利用率*	4.7%	R1	6.0%	R7	1-6

項目名末尾の「\*」は、第6次総合計画前期基本計画のKPIの引用を示す。

<sup>9</sup> 重要業績指標：目標の達成度合いを計るために継続的に計測・監視される定量的な指標です。

<sup>10</sup> 緊急通報装置：電話回線を通じて緊急時の自動通報や日常の見守りを行うシステムです。当町では、独居老人や障がいをお持ちの方に貸与しています。



## (2) 負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること

### 2-1 長期にわたる孤立集落等の発生（大雪を含む）や、被災地での食料、飲料水等の長期にわたる不足

#### 備蓄の促進

[家庭や事業所における備蓄の促進]

- 大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、町民及び事業者に対し、備蓄の必要性についての啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を促進する。

[町での備蓄の促進]

- 大規模災害時、多数の被災者に対し食料等の物資供給を迅速に行えるよう、必要な備蓄量を確保する。

#### 食料・支援物資等の供給体制の整備

[民間企業・他行政機関等と連携した食料等の供給体制の整備]

- 大規模災害時に食料等の物資を円滑に供給するため、民間企業や事業者団体と食料や飲料水等の提供に係る協定を締結し、連携体制の整備を図るとともに、防災関係機関や民間企業等との訓練を通じて供給体制の実効性を強化する。

[県や他市町村への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備]

- 大規模災害時に町の備蓄では不足する事態に陥っても、支援物資を避難所に供給できるよう「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し国、県と連携するとともに、「長野県市町村災害時相互応援協定」及び他市町村との災害時応援協定等により供給体制の多重化、強化を図る。

[国や県のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備]

- 大規模災害時に国や県が行うプッシュ型の物資支援<sup>11</sup>等により、物資集積拠点に配送された支援物資を各避難所に円滑に届けるため、「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し物流事業者等と連携するなど、その体制を整備し、実効性を強化する。

#### 上水道施設の整備

- 上水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防止するため、県と連携してアセットマネジメント（長期的視野に立った計画的な資産管理）等を活用した施設の中長期的な更新計画策定を推進するとともに、上水道施設の長寿命化や耐震化を促進する。

#### 物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備

- 本町の縦軸・横軸の確保のため幹線道路ネットワークの整備を進める。
- 町内における災害時の物資輸送ルートを確保するため、町内各地域を結ぶ道路の計画

<sup>11</sup> プッシュ型物資支援：発災当初は被災地方自治体のみで必要な物資量を迅速に調達することが困難と想定されることから、国や県が被災自治体からの具体的な要請を待たずに、必要不可欠と見込まれる物資を調達し、被災地に物資を緊急輸送するものです。

的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。

- 物資輸送ルート of 早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

## 孤立集落に対する支援等

### [孤立集落に対する取組み]

- 支援物資の円滑な輸送や傷病者の救急搬送を可能とするため、県や関係機関等と連携した孤立集落発生時における対応手順を定め、情報伝達体制を構築するとともに、住民の早期避難や物資備蓄の啓発等に取り組む。

### [孤立集落の発生防止に向けた道路整備]

- 大規模災害時、多数の孤立集落の発生を防止するため、町内外の各地域や集落間を結ぶ道路（農道・林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。また、孤立集落発生時には道路、農道、林道、遊歩道等を活用し、できるだけ早期の解消を図る。

### [山地・土砂災害対策の推進]

- 大規模な山地・土砂災害による孤立集落の発生を防止するため、県と連携した治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備を行うとともに、豪雨時の早期避難体制の整備等を進める。

## 防災拠点等への再エネ設備等の導入

- 大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池、コージェネレーション<sup>12</sup>等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を検討する。

## 自主防災活動の充実化

### [自主防災組織の活動の強化]

- 自主防災組織が町や消防団等と連携した対応ができるよう、平時の活動を通じて顔の見える関係を構築するとともに、近隣住民の安否確認や避難誘導等に加え、災害時にいち早く避難所を設置できるよう、避難所の設置・運営訓練等を推進する。

### [孤立集落発生防止]

- 災害発生により集落の孤立が発生した場合、孤立が解消するまでの間、集落内における被災者救助・支援等を担う地域の共助体制を強化するため、地域コミュニティの維持等の取組みについて支援する。

<sup>12</sup> コージェネレーション：発電装置による発電時に排出される熱を回収し、電気と熱を併せて利用することです。

## 2-2 消防等による救助・救急活動等の不足

### 消防の耐災性向上

[消防施設の耐災性の強化]

- 大規模災害時に消防施設が地域の救助・救急及び消火活動の拠点としての機能を果たせるよう、非構造部材も含めた施設の耐震化、備蓄や消防水利の耐震化等による水の確保、非常用電源設備の整備促進及び浸水対策として上層階への電源設備や電子機器などの設備設置等に取り組む。

[消防の災害対処能力の強化]

- 大規模災害時、迅速かつ的確な救助・救急及び消火活動を実施するため、人員の確保及び資機材等の充実を図るとともに、実践的訓練を反復実施する。

### 町外からの応援部隊の受入体制整備

[長野県消防相互応援協定に基づく応援部隊の活用]

- 大規模災害時における十分な救助・救急及び消火活動を確保するため、長野県消防相互応援協定に基づき、円滑に相互応援できる体制づくりを推進する。

[自衛隊、警察、消防等の県外からの応援部隊の受入体制の整備]

- 大規模災害時等、県内の自衛隊、警察、消防などの実働機関活動の絶対的な不足を補うため、県と連携して県外からの応援部隊の受入体制を整備するとともに、応援側と受援側の事前の役割分担のルール化や訓練等に取り組む。
- 多くの応援部隊を受け入れるため、宿营地や駐車場を含めた部隊の活動拠点を複数確保するとともに、情報共有による円滑な活動体制整備に取り組む。

### 災害対応業務の標準化・共有化【再掲】

- →p.15 を参照

### 消防団における人員、資機材の整備促進

- 地域の防災力の強化を図るため、企業等への情報提供や協議等により消防団活動に対する理解を促進するとともに、能力や事情に応じて特定の活動のみ参加する機能別消防団員の確保・拡大も含め、消防協会等と連携した消防団員の確保・支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応力向上のため、県による補助や国の無償貸与制度、その他各種団体等の寄贈事業等を活用して資機材の整備を推進する。

### 自主防災活動の充実化

[自主防災組織の活動の強化]【再掲】

- →p.22 を参照

### 救助・救急ルートへの確保に向けた道路整備【再掲】

- →p.21 「物資輸送ルートの確保に向けた道路整備」を参照

## 緊急交通路の確保

- 大規模災害時、被災地への車両の過剰な流入を抑制し、緊急車両等の通行を確保するため、直ちに主要幹線道路の被災状況を把握するとともに、緊急交通路を指定し一般車両の通行規制を行うことができるよう、平時から交通管理者と道路管理者の連携体制を強化する。

## 2-3 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺

### 長野県災害派遣精神医療チーム（DPAT）の受入体制整備

- 大規模災害時、被災地域の精神科病院の診療支援や、避難所生活を送る発達障がい児も含む患者の対応、災害のストレスによって心身の不調を来した被災者の心のケア等を行うため、県内の精神科医療機関で編成する災害派遣精神医療チーム（DPAT）を速やかに受け入れるための体制整備を図るとともに、受入を想定した研修を実施する。

### 実働機関のヘリコプターの活用

- 大規模災害時、医療機関に加え、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の応急対応を行う実働機関のヘリコプターが機動的かつ継続的に活動できるようにするため、場外離着陸場を確保する（燃料補給を含む）。

### 医療活動の支援ルートへの確保に向けた道路整備【再掲】

- →p.21「物資輸送ルートの確保に向けた道路整備」を参照

## 2-4 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

### 感染症の発生・まん延防止

- 浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時に消毒・害虫駆除等が適切かつ速やかに実施されるよう、県と連携して防疫対策に取り組む。

### 避難生活中的健康確保

#### [避難所等の健康対策]

- 避難者の健康悪化を防ぐため、関係機関と連携のうえ、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア・歯科保健指導等を実施するための体制を整備する。
- 冬季には積雪と低温により厳しい環境となることから、停電時でも使用可能な暖房器具や発電機、水道凍結時でも使用可能なトイレの備蓄整備など、民間事業者とも連携しながら避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

[エコノミークラス症候群の予防]

- 大規模災害時、エコノミークラス症候群<sup>13</sup>の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育を行うとともに、発生直後から様々な広報媒体を利用して、予防に必要な運動などの啓発を行う。

良好な水環境の確保

[生活水の確保]

- 大規模災害時にトイレ等の生活水を確保するため、住民に対し近隣にある井戸の位置や使用の可否について事前に確認するよう啓発を図る。また、学校のプールの利用について学校施設管理者とあらかじめ協議を行う等、生活水の確保について事前の備えを推進する。
- 各家庭において普段から風呂に水を貯める（幼児がいる家庭においては安全面に留意）など、生活水の確保について啓発を行う。
- 事業所等と大規模災害時の井戸水の提供に係る協定締結等を推進する。

[下水道業務継続計画（BCP）の充実]

- 大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、下水道事業継続計画（BCP）の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

(2)「負傷者等に対し、迅速に救助、救急活動が行われること」に係る

重要業績指標（KPI）一覧

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載リスク シナリオ
非常食備蓄数（ごはん類）	2,166 食	R2	2,400 食	R7	2-1
町道改良率	55.5%	R2	57.0%	R7	2-1
橋梁長寿命化修繕計画（点検）	12	R2	18	R7	2-1
橋梁長寿命化修繕計画（補修）	8	R2	18	R7	2-1
橋梁点検実施率	100%	R2	100%	R7	2-1
女性消防団員数*	9人	R1	10人	R7	2-2
予防接種法に基づく予防接種麻疹／風しんワクチンの第2期の接種率	89.2%	R1	95.0%	R7	2-4

項目名末尾の「\*」は、第6次総合計画前期基本計画のKPIの引用を示す。

<sup>13</sup> エコノミークラス症候群：長時間同じ姿勢のまましていると、血の流れが悪くなり血管の中に血の塊が作られ、そこに痛みや腫れが生じることがあります。血の塊がはがれ、肺の血管につまると、胸が痛い、呼吸が苦しいなどの症状を起こします。この状態を肺塞栓症と言い、程度が重いと死亡する可能性もあります。



### (3) 必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること

#### 3-1 町役場をはじめとする地方行政機関の大幅な機能低下

##### 防災拠点施設等の耐災性の強化

- 防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設や学校等の指定避難所など防災上重要な建築物について、「山ノ内町公共施設等総合管理計画」に基づき、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化を重点的に推進するとともに、エレベーター等の建築設備の安全対策を着実に進める。
- 災害対策本部として使用する庁舎等においては、長時間の停電時にも活動できるよう、非常用電源設備の維持管理、電力供給箇所の確認を行うとともに、電力や燃料の供給に関する民間事業者等との協定締結を進める。
- 大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、代替施設を事前に確保する。

##### 業務継続可能な体制の整備

- 大規模災害時に必要な業務を継続するため、あらかじめ代替庁舎の確保や非常時優先業務の整理、災害業務に従事する職員に必要な食料備蓄など、庁内業務継続計画（BCP）の高度化を図る。
- 大規模災害時にも円滑に業務を継続するため、受援計画の策定や地域防災計画に基づく個別分野別のマニュアル等の見直しを進める。
- 災害等による庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、重要な通信回線の二重化やネットワーク機器の予備装置の確保及び遠隔地でのバックアップ、パソコン等の情報端末の代替機器の確保等を進める。

##### 学校等における業務継続可能な体制の整備

- 大規模災害時、学校及び関係施設（給食センター等）において、学校運営に加え、並行して実施せざるを得ない避難所運営への協力、町の防災担当部局や地域の自治組織等との連絡調整などの災害対応業務を円滑に進めるとともに、学校及び関係施設（給食センター等）における電気設備及び空調設備等の計画的な改修、維持管理等を行い、業務継続可能な体制の整備を進める。

##### 発災直後の職員参集及び対応体制の整備

- 職員の参集体制及び災害対応体制を整備するため、職員等の安否確認の手段（職員参集メール）を用いた訓練により実効性を高める。また、外部の応援職員も必要な対応ができるよう、各種の災害対応業務マニュアルを整備する。

##### 町外からの応援部隊の受入体制整備

###### 〔自治体間の応援体制の構築〕

- 他市町村との応援体制を円滑にするため、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づく受援計画により、大規模災害時の連携体制の強化を図る。

[県外からの応援部隊の受入体制の整備]

- 大規模災害時、県外からの応援部隊の受入を円滑に行うために策定した受援計画に基づき、応援側と受援側の役割分担を担う。

#### 防災訓練の実施【再掲】

- →p.15 を参照

#### 職員の安全確保に関する意識啓発

- 地震発生時に職員自身が自らの安全を確保する意識や能力を身につけるため、災害時初動対応訓練の実施等により、対応能力の向上を図る。

### 3-2 停電、通信施設の倒壊による情報通信の麻痺・長期停止

#### 防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進

- 大規模災害時、防災行政無線等の情報通信施設について 72 時間程度の機能維持が可能となるよう、防災活動の拠点となる施設においては、非常用電源の整備の推進、非常用電源からの電力供給箇所の確認とともに、災害時における電力や燃料の供給に関する協定締結等を推進する。

#### 通信手段の機能強化【再掲】

- →p.19 に同じ

### 3-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

#### 防災情報等の迅速かつ的確な周知・伝達【再掲】

- →p.15 に同じ

#### 通信手段の機能強化【再掲】

- →p.19 に同じ

### (3)「必要不可欠な行政機能、情報通信機能は確保すること」に係る

#### 重要業績指標 (KPI) 一覧

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載リスク シナリオ
専門研修への参加人数 (累計) *	4 人	R1	8 人	R7	3-1
防災情報等の受信人口カバー率の向上*【再掲】	10%	R1	40%	R7	3-1

項目名末尾の「\*」は、第 6 次総合計画前期基本計画の KPI の引用を示す。

## (4) 必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること

### 4-1 電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・都市ガス・LPガスサプライチェーンの機能の停止

#### 燃料供給体制の構築

- 大規模災害時、電力供給ネットワークや石油・ガスサプライチェーンの機能停止を防ぐため、県と連携のうえ、燃料供給体制の構築を図る。

#### エネルギー供給に向けた道路整備

- 本町の縦軸・横軸の確保のため幹線道路ネットワークの整備を進める。
- 町内における災害時の社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギーを供給するため、町内各地域を結ぶ道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な維持管理・更新を徹底する。
- 物資輸送やライフライン復旧に必要なルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

#### 防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化

- 大規模災害に備え、電力事業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。

#### 防災拠点等への再エネ設備等の導入【再掲】

- →p.22 を参照

### 4-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

#### 上水道施設の整備【再掲】

- →p.21 を参照

#### 応急給水体制の整備

- 大規模災害時に被災した水道施設の迅速な把握に努めるとともに、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき必要に応じた応援給水体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

#### 生活用水の確保【再掲】

- →p.25 を参照



## 上水道業務継続計画（BCP）の策定

- 大規模災害時の上水道施設の被災による供給の長期停止を防止するため、水道事業継続計画（BCP）を策定する。

## 4-3 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止

### 下水道施設等の整備

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、下水道施設の耐震化を推進するとともに、計画的な維持修繕・改築を進める。
- 災害時の避難所等における住民の生活・衛生環境の向上のため、避難所開設時に備えてマンホールトイレ<sup>14</sup>等の整備を推奨・推進するとともに、仮設トイレのし尿を、被災していない下水処理場等で受け入れる体制を事前に整える。

### 浄化槽の整備等

- 大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、被災した浄化槽の早期復旧のための体制を整備する。

### 下水道業務継続計画（BCP）の充実【再掲】

- →p.25 を参照

## 4-4 地域交通ネットワークが分断する事態

### 公共交通機関に係る情報体制の整備

- 運行状況が大きく変化する災害時の公共交通機関の情報を、正確かつ迅速に把握・発信するため、交通事業者との情報連絡体制の再構築及び情報発信体制の強化を図る。

### 地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備【再掲】

- →p.21 「物資輸送ルートの確保に向けた道路整備」を参照

### （4）「必要最低限のライフラインを確保し、早期復旧ができること」に係る

#### 重要業績指標（KPI）一覧

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載リスク シナリオ
町道改良率【再掲】	55.5%	R2	57.0%	R7	2-1, 4-4
橋梁長寿命化修繕計画（点検）【再掲】	12	R2	18	R7	2-1, 4-4
橋梁長寿命化修繕計画（補修）【再掲】	8	R2	18	R7	2-1, 4-4
橋梁点検実施率【再掲】	100%	R2	100%	R7	2-1, 4-4

<sup>14</sup> マンホールトイレ：下水道管路にあるマンホールの上に簡易な便座やパネルを設け、災害時に迅速にトイレ機能を確保するものです。

## (5) 流通・経済活動を停滞させないこと

### 5-1 サプライチェーンの寸断等に伴う企業の生産力低下による経済活動の麻痺

#### 金融機関や商工団体等との連携

- 大規模災害後、被災中小企業の事業再建を促進するため、金融支援及び経営支援が円滑に実施されるよう、平時から金融機関や商工団体など経営支援機関との連携を推進する。また、中小企業への情報提供、相談窓口の設置、手続きの迅速化、被災中小企業の状況に応じた適時の制度融資の改正を図るとともに、経営指導員の知識・ノウハウの習得促進により商工団体のサポート力を強化し、相談支援体制の充実を図る。

#### 物資輸送ルート確保に向けた道路整備【再掲】

- →p.21 を参照

#### 道路情報の迅速かつ正確な提供

- 大規模災害時に道路の通行規制情報や緊急情報を迅速かつ正確に道路利用者へ伝えるため、道路情報提供装置の新設・更新及び機能の高度化を図るとともに、インターネット等を活用した情報発信体制の整備を進める。
- 道の駅は、観光地利用者などを含む道路利用者の拠点となる施設であることから、通行規制や緊急情報などを迅速かつ正確に利用者へ伝えるため、道路情報装置の整備を進める。

#### 災害時の集出荷体制の構築

- 大規模災害時の農作物や木材、特用林産物の出荷等を確保するため、広域的に選果機能等を代替・利用する体制の構築に向けた関係機関の取組みを支援するとともに、地域住民と共に農道・林道の計画的な整備及び適切な維持管理を行う。

### 5-2 幹線道路、鉄道等の基幹的交通ネットワークの機能停止

#### 交通ネットワークの確保に向けた道路整備【再掲】

- →p.21 「物資輸送ルート確保に向けた道路整備」を参照

#### 交通ネットワークの確保に向けた鉄道整備

- 大規模災害時の鉄道輸送機能を確保するため、国や県、協議会、交通事業者と連携しながら、地域鉄道等が被災した場合の早期復旧や代替する公共交通の確保に取り組む。

#### 公共交通機関に係る情報体制の整備【再掲】

- →p.29 を参照

### 5-3 食料・飲料水等の安定供給の停滞

#### 食料・支援物資等の供給体制の整備【再掲】

[民間企業・他行政機関等と連携した食料等の供給体制の整備]

- →p.21 を参照

[県や他市町村への応援要請による支援物資の調達・供給体制の整備]

- →p.21 を参照

[国や県のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備]

- →p.21 を参照

#### 家庭や事業所における備蓄の促進【再掲】

- →p.21 を参照

#### 物資輸送ルートへの確保に向けた道路整備

- 物資輸送ルートの早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制の構築を推進する。

#### 災害時の活動拠点等の整備

- 大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として活用できるように、県と連携して道の駅の防災機能強化を図る。

#### (5)「流通・経済活動を停滞させないこと」に係る重要業績指標 (KPI) 一覧

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載リスク シナリオ
商工会員の組織率*	50.7%	R1	55.0%	R7	5-1
林道施設修繕数	0	R1	1	R7	5-1
町道改良率【再掲】	55.5%	R2	57.0%	R7	5-1, 5-2
橋梁長寿命化修繕計画（点検）【再掲】	12	R2	18	R7	5-1, 5-2
橋梁長寿命化修繕計画（補修）【再掲】	8	R2	18	R7	5-1, 5-2
橋梁点検実施率【再掲】	100%	R2	100%	R7	5-1, 5-2

項目名末尾の「\*」は、第6次総合計画前期基本計画のKPIの引用を示す。

## (6) 二次的な被害を発生させないこと

### 6-1 土石流、地すべりなど土砂災害による二次災害の発生

#### 道路情報の迅速かつ正確な提供【再掲】

- →p.30 を参照

#### 道路防災施設の維持管理・更新【再掲】

- →p.17「円滑な避難のための道路整備」を参照

### 6-2 有害物質の大規模拡散・流出

#### 有害物質の流出対策等

- 有害物質の大規模拡散・流出等による環境への悪影響を防止するため、あらかじめ工場・事業場の情報を整理し、各分野において事故時の応急措置や環境調査に活用できるように準備するとともに、災害廃棄物処理計画の策定に合わせ、事故発生を想定したマニュアルの整備など、国、県及び事業者と連携した取組みを進める。

#### アスベスト対策

- 被災建築物におけるアスベスト建材の露出及び解体工事による、周辺へのアスベストの飛散を防止するため、飛散性の高いアスベスト建材が使用されている可能性の高い建築物のリストをあらかじめ整備するとともに、長野県との連携体制を構築する。また、工事従事者などに対し暴露防止のための用具等の備蓄を促進する。

#### NBC 災害に対応する体制の整備

- 大規模災害の発生に伴う有害物質等の大規模拡散・流出による環境への悪影響を防止するため、長野県や関係機関と特殊災害（NBC 災害<sup>15</sup>）への対応について連携を進める。

### 6-3 農地・森林等の荒廃

#### 農業経営基盤の維持・保全

##### [農業生産基盤の整備及び保安全管理]

- 農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備し、農地集積・流動化<sup>16</sup>の推進により農業生産活動を維持するとともに、農業生

<sup>15</sup> NBC 災害：対応に特殊な装備が必要な災害で、Nuclear（核などの放射性物質）、Biological（炭疽菌、天然痘などの生物剤）、Chemical（サリン、マスタードなどの化学剤）の3つの物質により発生する災害です。

<sup>16</sup> 農地集積・流動化：「集約」とは農作業を連続して効率的に行えるようにすること、「流動化」は意欲のある農業者が農地を所有または借りやすくすること。農地を有効活用して有休農地を解消する取組みです。

産基盤の保安全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させる。

#### [鳥獣被害対策の推進]

- 鳥獣被害により農地・森林等の荒廃が進み、大規模災害時の被害が拡大することを防止するため、県と連携し、地域住民が主体となって「被害防除」「環境整備」「有害鳥獣捕獲」等の総合的な対策に取り組む「地域ぐるみの鳥獣被害対策」を進める。

#### [農地・農業用施設の保全]

- 地震や豪雨、豪雪等に伴う農地や農業用施設の被害の防止又は軽減を図るため、ため池や用排水路等、農地・農業用施設の計画的な更新や整備を実施するとともに、受益者と共に適切な維持管理を行う。

#### [農業施設の耐候性等の強化]

- 大規模災害時の農業施設の被災による施設園芸の競争力低下を防止するため、気象災害に強い耐候性強化型ハウス等の導入を促進する。

#### [共済加入の促進]

- 大規模自然災害が発生しても、農業経営の安定を図るため、農業災害補償制度がセーフティネットとして十分な役割を果たすよう、農業共済や収入保険の加入を促進する。

### 山地・森林の耐災性向上

#### [適切な森林整備の推進]

- 台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能を確保するため、伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林整備を推進するとともに、大規模な森林伐採が伴う山地の開発等に対して適切に対処していく。

#### [山地・土砂災害対策の推進]

- 森林の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、県と連携した治山施設や保安林及び砂防施設の計画的な整備、地すべり対策等を行う。

### 中山間地域の振興

- 多面的かつ公益的な機能の維持・活性化を図るため、中山間地域の多面的機能の普及啓発、地域リーダーの育成、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持等の取組みを支援する。

## 6-4 観光や地域農産物に対する風評被害

### 正確かつ迅速な情報収集・伝達体制の整備

- 大規模災害時に風評被害の拡大を防止するため、警察・消防や関係機関と連携して、正確な情報の収集や様々な手段による発信に努める。
- 町内観光事業者と連携体制を構築のうえ、正確な情報の収集や様々なチャンネルを通じた迅速な情報発信を行う。

## 6-5 避難所等における環境の悪化

### 指定避難所等の設置と整備

#### [指定避難所等の見直し]

- 多数の被災者の受け入れが可能となるよう、また、感染症発生時の感染拡大を防止するため福祉避難所を含めた指定避難所及び避難場所の見直しを図る。

#### [指定避難所・指定緊急避難場所の防災機能強化]

- 大規模災害時、多数の避難者を受け入れる避難所等を確保するため、避難所等として指定する施設については、非構造部材も含めた耐震化を推進するとともに、給水施設、非常用電源、マンホールトイレの検討を含め各種トイレ等の整備を進める。
- 応援物資の円滑な受け入れや避難者への情報提供の充実を図るため、情報通信環境の整備を推進する。

### 指定避難所等の周知徹底

- 避難所への円滑な避難が可能となるよう、平時から指定避難所や福祉避難所の場所、福祉避難所の制度等について周知徹底を図る。

### 避難所等の運営の改善

#### [避難所の体制整備]

- 要配慮者への支援、プライバシーの確保など多様な視点に配慮した避難所運営が行われるよう、自主防災組織等の住民組織とボランティア等との連携を強化するための避難所運営マニュアルの見直しや、関係機関による研修・訓練等の取組みを推進する。
- 公共施設等において、避難所指定の有無に関わらず、大規模災害時には多くの被災者が避難されることを想定し、施設の安全性の確認方法及び避難者の対応体制の整備を図る。

#### [避難所等の健康対策]【再掲】

- →p.24 を参照

#### [福祉避難所の円滑な運営]

- 大規模災害時、福祉避難所が円滑に開設・運営されるよう、福祉避難所への避難方法と対象者の整理等を行い、福祉避難所運営マニュアルの見直しや、関係機関による研修・訓練等に取り組む。

#### [長野県災害派遣福祉チームの受入体制整備]

- 大規模災害時、避難所等において高齢者や障がい者等の要配慮者に対し十分なケアを行うため、長野県災害派遣福祉チーム、長野県災害派遣医療チーム（DMAT）、介護職員等ボランティアのスムーズな受援ができるよう、災害時の体制を整備し、平時から研修や実践訓練等を行う。

### 指定避難所以外の被災者の把握体制

- 大規模災害時、車中泊等を行う被災者に対応するため、自治会や自主防災組織、消防団、NPO、ボランティア等と連携して指定避難所以外の避難所や大規模駐車場等への



避難者（車中泊者を含む）を把握するとともに、情報や物資の提供体制を整備する。

### エコノミークラス症候群の予防【再掲】

- →p.25 を参照

### 災害時の活動拠点等の整備【再掲】

- →p.31 を参照

### （6）「二次的な被害を発生させないこと」に係る重要業績指標（KPI）一覧

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載リスク シナリオ
農地流動化面積*	20.5ha	R1	23.0ha	R7	6-3
里山整備事業面積	0.1ha	R1	0.3ha	R7	6-3
鳥獣害捕獲数（イノシシ・シカ）	72 頭	R1	80 頭	R7	6-3
森林経営計画策定面積*	1,888ha	R1	2,400ha	R7	6-3
多面的機能支払い交付金事業活動地区数	4 地区	R1	5 地区	R7	6-3
水路等改修、補修延長（農業用水路）	319m	R1	400m	R7	6-3

項目名末尾の「\*」は、第6次総合計画前期基本計画のKPIの引用を示す。

## (7) 被災した方々の日常の生活が迅速に戻ることに

### 7-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 災害廃棄物処理体制等の構築

- 大規模災害時における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、災害廃棄物の仮置き場や処理作業における関係団体等の協定や連携を含めた具体的な処理方法などを示した災害廃棄物処理計画の策定を行う。

### 7-2 道路啓開等の遅れにより復旧・復興が大幅に遅れる事態

#### 沿道建築物の耐震化、通行空間の確保

- 大規模災害時の沿道建築物、電柱及びブロック塀の倒壊による死傷者の発生、避難や救助活動等の停滞を防止するため、危険ブロック塀撤去や主要道路沿いの建築物について、耐震改修への普及啓発を図る。

#### 道路等の復旧・復興を担う人材の確保

- 大規模災害時の道路啓開等の停滞を防止するため、災害時支援協定を締結している建設関係団体との連携体制を強化し、災害の発生を想定した訓練等を実施する。

#### 地籍情報の適正な管理

- 大規模災害後、復旧・復興が迅速に実施できるよう、地籍情報を適正に管理し、土地境界等の確認が円滑にできるようにする。

### 7-3 倒壊した住宅の再建が大幅に遅れる事態

#### 罹災証明書の速やかな発行

- 大規模災害時に罹災証明書を速やかに発行できるよう、平時から住家被害認定調査を実施する職員を育成するとともに、他自治体の応援職員を想定したマニュアルの整備等を行う。

#### 被災建築物等の迅速な把握

- 大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊等による二次災害を防止するため、県、建築関係団体と連携し被災建築物の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう、人材を確保・育成する。

#### 被災文化財の復旧

- 大規模災害時、早期に文化財の被害状況を把握し復旧を行うとともに、文化財の保存修復等の専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。



### 埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備

- 大規模災害後、復旧に向けた住宅等の建替えが円滑に進むよう、埋蔵文化財発掘等に必要となる専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。

### 生活再建支援制度等の周知

- 大規模災害時、生活再建支援制度や義援金等の支援制度を被災者へ伝えるために、見込まれる支援策の内容を事前に整理し、国、県及び他県における災害時の支援情報の収集に努める。

### 応急仮設住宅の迅速な提供

- 住家を失った被災者が、住まいを含めた生活再建を進められる状況を整えるため、一時的な住居となる応急仮設住宅を迅速に確保できるよう、様々な災害を想定した建設型仮設住宅の候補地の選定を推進する。

### 地籍情報の適正な管理【再掲】

- →p.36 を参照

### 地震保険加入率の向上

- 大規模災害時の被災者の住宅再建が迅速、円滑に進むよう、住民に地震保険制度の周知・啓発を図る。

### 災害ボランティアとの連携

- 大規模災害時、社会福祉協議会等ボランティア関係者と連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携ガイドラインを作成し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を推進する。

### 相談体制の整備

- 大規模災害時に住民からの各種相談に対応できるよう、社会福祉協議会等と連携した相談対応や SNS 等の多様な手段による情報提供を行う体制を整備する。

### 金融機関や商工団体等との連携【再掲】

- →p.30 を参照

## 7-4 地域コミュニティの崩壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### 地域コミュニティの維持と機能向上

[地域における共助の推進]

- 大規模災害時に、町と地域の間で情報を共有し、適切な災害対応が行われるよう、町及び社会福祉協議会と自主防災組織との連携強化や自治会等の活動の強化、地区防災

計画策定の推進並びに地域防災リーダーの育成などの充実を図る。

[自主防犯・防災組織等のコミュニティ力の強化]

- 自主防犯組織等の防犯活動の強化を図るため、防犯講話や装備資器材の整備充実等の支援を行う。
- 自主防災組織の地域間連携及び自主防災アドバイザーの育成・活用を推進する。

[地域と学校の連携]

- 大規模災害時、避難所となる学校の混乱を回避するため、コミュニティ・スクールを推進し、学校において、地域と連携した防災システムの構築や避難訓練の実施を図るとともに、児童生徒の地域における防災活動への参加を促し、学校と地域の連携協働体制を強化する。

[地域コミュニティの維持]

- 災害時の共助を担う地域コミュニティの崩壊や機能低下を防ぐため、地域住民等が主体となって行う地域コミュニティの維持に係る取組みを、民生児童委員会等と連携のうえ支援する。
- 大規模災害からの復旧・復興過程において、一時的な地域コミュニティの崩壊により、被災者が孤立することを防止するため、ボランティア団体との連携など、被災者の見守りに資する体制の構築を図る。

**消防団における人員、資機材の整備促進【再掲】**

- →p.23 を参照

**学校における人材の育成**

- 大規模災害時、円滑な災害対応ができるよう、避難所運営の協力や応急教育などの専門的知識を有する人材を育成する。

**災害ボランティアとの連携【再掲】**

- →p.37 を参照

**(7)「被災した方々の日常生活が迅速に戻ること」に係る重要業績指標 (KPI) 一覧**

項目名	現状値	時点 (年度)	目標値	時点 (年度)	掲載リスク シナリオ
災害廃棄物処理計画の策定	未策定	R1	策定済	R7	7-1
地区防災計画の策定*	0 地区	R1	8 地区	R7	7-4
自主防災アドバイザーの育成	2 人	R2	8 人	R7	7-4
町に住み続けたいと思う人の割合 (まちづくりアンケート) *	64.8%	R1	70.0%	R7	7-4
ボランティア登録者延人数*	1,037 人	R1	1,200 人	R7	7-4

項目名末尾の「\*」は、第6次総合計画前期基本計画のKPIの引用を示す。

## 第5章 計画の推進

### (1) 他の計画等の必要な見直し

本計画は、地域の強靱化の観点から、町における分野ごとの個別計画の指針となるものであることから、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図る必要があります。

### (2) 不断の見直し

本計画の計画期間は、「はじめに」の(3)のとおり令和3年度から令和7年度までの5年間としていますが、計画期間内においても施策の進捗や社会情勢の大きな変化等により見直しが必要な場合は、適宜見直しの検討を行うものとします。

### (3) 進捗管理と推進

本計画による強靱化を着実に推進するため、施策の進捗状況の把握等を行うために設定した重要業績指標（KPI）を用いて進捗管理を行うとともに、PDCA サイクルを繰り返し、全庁が一体となって取組みを推進することとします。



(図6) 一般的なPDCA サイクル



## 山ノ内町国土強靱化地域計画

発行日 令和3年3月  
発行 山ノ内町  
編集 山ノ内町 危機管理室  
〒381-0498  
長野県下高井郡山ノ内町大字平穏 3352-1  
TEL 0269-33-3111 FAX 0269-33-4527  
メールアドレス kikikanri@town.yamanouchi.lg.jp  
ホームページ <http://www.town.yamanouchi.nagano.jp/>